

豊中市議会委員長会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、委員長会議の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員長会議は、委員会相互に関連する事項に関し協議又は調整を行う。

(構成)

第3条 委員長会議は、議長及び議長が指名する委員長をもって構成する。

(会議)

第4条 委員長会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

3 委員長会議は、原則として構成員全員が出席して会議を開くものとする。

(副委員長の出席)

第5条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が会議に出席するものとする。

(会議の非公開)

第6条 委員長会議の会議は、公開しない。

(記録)

第7条 議長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員長会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員長会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。